

平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ティーアンドギブ・ニーズ
代 表 者 名 代表取締役社長 知識 賢治
(コード番号: 4331 東証第一部)
本 店 所 在 地 東京都品川区東品川二丁目 3 番 12 号
問 合 せ 先 取締役 財務経理部長 谷田 昌広
TEL: 03-6833-1172

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部を変更することについては、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 15 回定時株主総会における定款変更案の承認を条件としています。

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社は全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、単元株制度を採用いたします。

また、東京証券取引所が有価証券上場規定 445 条において望ましい投資単位の水準を 5 万円以上 50 万円未満と定めていることから、現在の当社株価の水準を踏まえ、単元株制度の採用とあわせ、当社株式 1 株につき 10 株の割合をもって株式分割を実施することといたしました。

(注) 上記株式分割及び単元株制度の採用に伴い単元未満株式が生じることになることから、それら単元未満株式の買取り、または買増しを当社に請求できる制度を平成 25 年 10 月 1 日以降に実施いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月）最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式 1 株につき、10 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	1,305,933 株
② 今回の分割により増加する株式数	11,753,397 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	13,059,330 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	24,912,000 株

(3) 分割の日程

① 基 準 日	平成 25 年 9 月 30 日（月）
② 効 力 発 生 日	平成 25 年 10 月 1 日（火）

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日(火)

(参考) 平成25年9月26日(木)をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

①全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、100株を1単元とする単元株制度の採用を行います。なお、当社は、東京証券取引所有価証券上場規程第445条が望ましい投資単位の水準を5万円以上50万円未満と定めていること等から、現在の当社株価の水準を踏まえ、単元株制度の採用とあわせて1株を10株に分割する株式分割も実施いたします。

②本定款の一部変更議案は、平成25年10月1日を効力発生日として、①の単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第7条(単元株式数)を新設するものであります。また、単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条(単元未満株式についての権利)及び第9条(単元未満株式の買増し)を新設し、これらに伴い現行定款第10条以下の条数をそれぞれ繰り下げるものです。

③また、①に記載のとおり、当社は単元株制度の採用とあわせて株式分割を行うこととし、平成25年5月10日開催の取締役会におきまして、平成25年6月27日開催予定の第15回定期株主総会で本定款の一部変更議案が承認されることを条件として、かつ平成25年10月1日を効力発生日として、1株を10株に分割する株式分割を実施することを決定いたしました。これに伴い、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更するものであります。

④現行定款第6条の変更、第7条から第9条までの新設及びそれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則第1条を設けるものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1～5条 (条文省略) (発行可能株式総数)	第1～5条 (条文省略) (発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2,491,200</u> 株とする。 (新設)	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>24,912,000</u> 株とする。 (単元株式数)
(新設)	第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。 (単元未満株式についての権利)
	第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式につ

<p>(新設)</p> <p>第7条～第39条 (条文省略) (新設)</p>	<p><u>いて、次に掲げる権利以外の権利を行使するこ とができない。</u></p> <p>(ア) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (イ) 会社法第166条第1項の規定による請求をする 権利 (ウ) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当 及び募集新株予約権の割当を受ける権利 (エ) 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところ により、その有する単元未満株式の数と併せて 単元株式数となる数の株式を売り渡すことを 請求することができる。</u></p> <p><u>第10条～第42条 (現行どおり)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 第6条の変更、第7条乃至第10条の新設及びそ れに伴う条数の変更の効力発生日は平成25年10 月1日とする。</u></p> <p>②本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</p>
---	---

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年6月27日（木）
定款変更の効力発生日 平成25年10月1日（火）

以上